

新型コロナウイルスに関する給付金等について

20-005号
通巻:209

今回は、新型コロナウイルスに関する給付金等について代表的なものとして大阪府の各市区町村が独自に実施予定の支援策等について簡単にご紹介させていただきたいと思っております。

○ 持続化給付金

①内容

持続化給付金とは、感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金のことをいいます。

②対象者

1. 基本的には、中小法人等と個人事業者等のみなさまになります。

※中小法人等とは、資本金額又は出資の総額が10億円未満である法人。

資本金などが定められていない法人については、常時使用する従業員数が2,000人以下であること。

2. 2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること。

3. 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月(以下「対象月」という。)が存在すること。

③給付額

中小法人等に関しましては、200万円を限度とし、個人事業者等については、100万円を限度とします。

④申請期間

令和2年5月1日(金)から令和3年1月15日(金)までになります。

⑤大阪府の各市区町村が実施予定の支援策等について

1. 給食の無償化

吹田市、茨木市、寝屋川市、大東市、羽曳野市、泉佐野市、熊取町、岬町など

2. 子育て世帯や一人親世帯に現金支給

豊中市、吹田市、池田市、高槻市、茨木市、寝屋川市、門真市、大東市、貝塚市、忠岡町など

3. プレミアム商品券の発行

守口市、泉佐野市、貝塚市など

4. マスク配布

高石市、守口市、富田林市、田尻町、島本町など

5. 水道料金の減免や減額

大阪市、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、羽曳野市、八尾市、柏原市、松原市、東大阪市など

⑥その他支援関係

各市区町村では、新型コロナウイルスの影響による上記以外の生活支援や納税猶予等の策を設けている市区町村が多くありますので、自分が住む都道府県や市区町村のホームページを一度ご確認くださいませ。

参照：中小企業庁、朝日新聞など

～コメント～

今回は、新型コロナウイルスに関する給付金や支援策について簡単にご紹介いたしました。文字数により記載できませんでしたが、おどろくような支援策を打ち出した都道府県や市区町村が多々あります。今回のような緊急事態時に迅速に支援活動を実施できる自治体を今後増やせるように、より適正な納税を考えていかなければならないと思いました。一刻も早くこの新型コロナウイルスが終息に向かうことを心から願うばかりです。弊所のHPにも、情報を載せております。新たな情報が追加されましたら、随時ご紹介させていただきます。

クラージュ総合会計事務所 長岡 昭宏